

質問回答書 (5月15日公表分)

No.	資料名称	頁	該当箇所					意見・質問の内容	回答
			章	節	項	目	号		
例	公募設置等指針	12	第2	2	(3)	ウ	(ア)	(簡潔に記載すること)	
1	公募設置等指針	12	第2	2	(1)			リスク分担表では「上記以外による施設の不具合」は双方従分担とされていますが、具体的に想定している事象と費用負担の基本的な考え方をご教示ください。	経年劣化と改修工事が不明瞭な個所や供用設備の不具合等を想定しています。不具合の原因や受益程度等を勘案し、その都度協議の上、決定いたします。
2	公募設置等指針	12	第2	2	(1)			旧管理棟を活用する場合の用途変更、確認申請、既存不適格事項への対応について、市として想定している前提条件があればご教示ください。	想定している前提条件はありません。事業者の責任にて関係する法令等を遵守の上、提案してください。
3	公募設置等指針	12	第2	2	(1)			旧尾西プール管理棟を活用する場合、塔屋の撤去は条件ですか。	旧管理棟調査業務委託報告書から塔屋撤去を想定しています。残置を希望する場合は、耐震性の確保に向けた構造検討、関係法令の手続き、それに伴う一切の費用（改修費・補強費等）を事業者の負担とします。
4	公募設置等指針	12	第2	2	(1)			旧尾西プール管理棟を活用する場合における、老朽補修工事のスケジュールをご教示ください。また、当該業務を認定計画提出者に委託する考えはありますか。	事業者提案を踏まえ、2027年度に発注を予定しています。市が発注する別途業務は、市の契約規則に基づき選定いたします。
5	公募設置等指針	12	第2	2	(1)			旧管理棟の耐震補修・老朽化補修は「市の別途業務」とされていますが、具体的な補修対象箇所・内容と完了予定時期をお教えください。また、「老朽化補修」と「設備・その他補修（認定計画提出者負担）」の費用分担の境界について、判断基準をお示しいただけますか。	事業者提案を踏まえ、2027年度に発注を予定しています。建物を利用継続する上で不可欠な耐震補修及び老朽化補修を想定しており、それらに該当しない修繕等を事業者に負担いただきます。
6	公募設置等指針	12	第2	2	(1)			都市公園法施行規則第3条の3に列挙される施設区分（休養施設・遊戯施設・運動施設・教養施設・便益施設等）のうち、旧管理棟内で提供するサービスの内容によって適合する区分が異なると考えられます。各区分への適合性判断において、市として重視する要件をお教えください。また、公募対象公園施設において個別サービスごとに有料での料金徴収を行うことは制度上可能でしょうか。	要求水準書P3に記載している施設を想定しています。公募対象公園施設において、個別サービスごとに料金を徴収いただくことについては、問題ありません。

No.	資料名称	頁	該当箇所				意見・質問の内容	回答
			章	節	項	目号		
7	公募設置等指針	14	第2	2	(6)		旧管理棟を利活用する場合、指定管理業務に従事する従業員が常駐する管理事務所部分については設置許可に係る使用料を減免できるとされています。減免対象として申告できる面積の上限または算定方法はありますか。あわせて、減免申告のために必要な書類・手続きをお教えてください。	上限及び算定方法は定めていませんが、指定管理業務に従事する上で合理性があり、必要と市が認めるものに限ります。減免申告のために必要な書類・手続きは事業者決定後に調整します。
8	公募設置等指針	17	第2	3	(1)		既設浄化槽、既設配管、既設樹、圧送ポンプ設備等の現況調査資料について、公表資料以外に閲覧可能なものがあればご提示ください。	現時点では、公表資料のみとなります。
9	公募設置等指針	18	第2	3	(4)	留意事項	「年度毎の出来高に応じた支払い」について、現時点での具体的な支払い時期や、各年度の支払い割合（分割案）の想定があればご教示ください。	特定公園施設は施設譲渡契約を本市と締結し、各年度支払いではなく、整備完了後に費用を支払います。指針の内容を訂正いたします。
10	公募設置等指針	21	第4	2	(5)	留意事項	積算資料の提出時期については、議会の議決予定日の約2か月前と考えてよろしいでしょうか。	現時点で提出いただく時期は定めておりません。ただし、各契約書等の締結協議に合わせて提出を求める場合があります。
11	公募設置等指針 整備関連要求水準書	21- 22 9	第3 第2	- 3	(4) (1)		デザインビルド公園施設一覧の「その他」として認定計画提出者が独自に提案する施設・設備について、市の負担上限額（5億300万円）の対象として認められるための要件をお教えてください。また、当該要件を満たさない場合は「任意提案施設」として認定計画提出者の全額負担となる理解でよいでしょうか。	前段については、公募設置等指針（別添資料含む）の内容に合致しているかどうか要件であり、本市にて判断いたします。後段については、ご理解のとおりです。
12	公募設置等指針	25	第4	3	(2)	2)	指定管理者が主催するイベントで公園を使用する場合は、公園の使用料は発生しないということでしょうか？	指定管理業務の指定範囲では発生いたしません。指定範囲外の利用にあたっては協議を必要とし、減免が適用される場合があります。
13	公募設置等指針	25	第4	3	(2)	2)	指定管理者以外の持ち込みイベントに関しては、指定管理者がその許可を与えるが、使用料は指定管理者が徴収し、市へ支払うのか？	本市都市公園条例に基づき、指定管理者に使用料を徴収いただきます。その際は、指針P29に記載の通り、利用料金を指定管理者の自らの収入として収受することとします。
14	公募設置等指針	27	第4	3	(5)		デザインビルド公園施設として整備する3×3バスケットコートの利用料金収受を可能とする条例改正について、議会への提出時期および改正の確定見込みをお教えてください。また、改正が遅延または否決された場合における当該施設の収益計上の取り扱いについてもご確認ください。	利用料金に関する条例改正は利用者への周知期間を考慮し、議会へ上程します。遅延等の場合は一時的に自主事業等の実施方法を協議するなど、機会損失を減らすよう調整いたします。
15	公募設置等指針	29	第4	4	(1)		指定管理料上限額3,500万円/年に含まれる主な費目の想定内訳をご教示ください	指定管理料の想定内訳については、公表を控えさせていただきます。指定管理料金の上限額の範囲内で、維持管理水準を維持しつつ、事業者のノウハウに基づいた相乗効果を発揮できる効率的な運営体制や収支計画の提案を求めます。

No.	資料名称	頁	該当箇所				意見・質問の内容	回答
			章	節	項	目号		
16	公募設置等指針	29	第4	4	(1)		光熱水費の想定水準および初年度実績反映後の見直し方法について、より具体的な考え方をご教示ください。	光熱費等の水準は同種の指定管理業務を参考に設定しております。管理運営の効率化は事業者の債務であることを前提としつつ、一定超の物価変動等のリスク分担表に応じて協議を行い適切な見直しを行います。
17	公募設置等指針	29	第4	4	(1)		5年ごとの指定更新に際し、認定計画提出者が継続して指定管理者となることについて、市として現時点で想定する基本的な考え方をご教示ください	長期包括による管理運営を行うことにより、官民双方にとってメリットとなる事業スキームとしており、事業の継続性について問題ないと本市が判断する限りにおいては5年ごとに指定管理者の指定をそのまま更新します。
18	公募設置等指針	29-30	第3	4	(1)		指定管理料の上限額(3,500万円/年)の算定根拠(主な積算項目および光熱水費の想定額等)について、提案の収支計画策定のために参考情報として開示いただくことは可能でしょうか。また、指針に定める初年度の光熱水費実績を踏まえた翌年度以降の改定協議について、具体的な手続きと時期をお教えください。	No15、16の回答を参照ください。
19	公募設置等指針	29	第4	4	(1)		指定管理料は、5年間の物価変動に伴う改定を行わないとあるが、近年の物価上昇を考慮するとリスクが大きい。改定の協議は5年ごとではなく、毎年にもしてもらえないか？	公募条件は、原案のとおりとします。ただし、想定を大幅に超える変動がある場合には、本市は協議に応じます。
20	公募設置等指針	30	第4	4	(1)		指定管理料には光熱費を含むとしているが、いくらを想定しているのか？	No. 15の回答を参照ください。
21	公募設置等指針	31	第5	1	(1)	ア	SPCから直接、設計や企画運営を受託する法人は、必ずSPCの構成法人となっていなければいけないのか？設計や企画運営をする法人は、協力会社ではいけないのか？	設計や企画運営を受託する法人は、SPCに対して出資をする必要はありません。SPCの設立有無及びSPCへの出資等SPCに係るものは、全てご提案に委ねます。
22	公募設置等指針	42	第7	1			本事業におけるリスク分担の基本的な考え方について、どのような原則(例：コントロール可能性、予見可能性等)に基づき整理されているか、全体方針をご教示ください。	PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドラインを参考に、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」という考えに基づき整理しています。
23	公募設置等指針	42	第7	1			制度変更および法令改正に関するリスクについて、事業者負担と整理されているように読み取れますが、事業者において制御困難な外生的リスクも含まれると認識しております。重大な制度変更と通常の制度変更の区分、およびそれぞれの負担の考え方についてご教示いただけますでしょうか。	市がリスクを負担するとしている、「本事業に典型的に又は特別影響を及ぼす法制度、税制度、許認可」に該当するか否かについては、当該法制度の新設等による影響の範囲及び大きさを踏まえ、総合的に判断いたします。 なお、公募対象公園施設については、事業者の判断により設置されるため、法制度、税制度、許認可に係るリスクすべてを事業者の負担としております。

No.	資料名称	頁	該当箇所				意見・質問の内容	回答
			章	節	項	目号		
24	公募設置等指針	42	第7	1			提案時点で想定しておくべき近隣対応上の留意事項、騒音・照明・営業時間等に関する協議上の目安があればご教示ください	現時点において本市より求める制約はありません。近隣住民や周辺自治会などの理解が得られる事業内容や工事計画、運営方針を心掛けてください。
25	公募設置等指針	44	第7	1			公募対象公園施設のリスク分担について、旧尾西プール管理棟を活用する場合及び解体する場合があると思うが、いずれの場合もリスク分担は同様の内容か	旧尾西プール管理棟を撤去し、公募対象公園施設を新設する場合は、「旧尾西プール管理棟の不具合」の項目は不要です。
26	公募設置等指針	44	第7	1			需要変動リスクについては事業者負担と理解しておりますが、公園という公共空間の特性上、行政施策や周辺整備の影響も大きいと考えられます。需要創出に関する行政側の関与や支援の想定についてご教示ください。	指針P6に記載の通り、富田山公園周辺では本市の新たなランドマークとするべくかわまちづくり事業等を推進します。また本市を盛り上げる提案については、積極的に協力いたします。
27	公募設置等指針	44	第7	1			不可抗力の定義および発生時の費用負担、契約条件の見直し（期間延長等）について、具体的な整理があればご教示ください	5月7日公表の契約書に、不可抗力の定義及び発生時の費用負担、契約条件の見直しを示しています。
28	整備関連要求水準書	11	第3	1		(オ)	学識者モニタリングにおいて重視される観点があればご教示ください	計画および設計・施工品質を維持し、履行確認するものであり、やむを得ず変更が生じる場合においても、当初の意図に沿った適切な変更案となるよう調整することを想定しています。
29	様式集						各様式の「(印)」表記箇所については、電子印鑑または電子署名による対応も可能でしょうか。	「(印)」表記箇所については、電子印鑑等ではなく、印鑑による押印をお願いします。
30	様式集 様式6						本プロポーザルにおいて使用するグループ名称は、提案時のみ使用する名称と理解すればよろしいでしょうか。それとも、事業実施段階以降も継続して使用することを想定した名称として設定する必要があるか、ご教示ください。	本プロポーザルにおいて使用するグループ名称は、提案時のみ使用する名称としてご検討ください。事業実施段階以降については、適宜本市と協議してください。
31	様式集 様式6	2					様式枠外の注意事項（「※～」）は、提出時にすべて削除してよろしいでしょうか。もし残すべき特定の項目があればご教示ください。	提案時には、様式欄外の注記等は削除してかまいません。

No.	資料名称	頁	該当箇所				意見・質問の内容	回答
			章	節	項	目号		
32	様式集 様式7						実績内容の記載にあたり、1件あたりのページ数制限（枠内のみ、あるいは枚数指定など）の有無を教えてくださいませんか。指定がない場合、可読性や内容の充実を考慮し、2ページ以上に分けて記載することが評価上問題ないか、併せてご教示いただけますでしょうか。	様式7については枚数制限はありません。複数ページにわたり記載いただくことについては問題ありません。
33	様式集						公募設置等計画の製本について、A3又はA4の指定はあるのか	A3にて製本して提出してください。
34	様式集（様式5）						別添する書類について、「構成法人毎に提出」等の指示がないものについては代表企業又は該当企業の提出でよいか。（様式10など）	代表法人及び構成法人等について作成して提出をお願いします。
35	様式集（様式5）						別添書類9について、代表企業のパンフレット等で代替することは可能か。	可能です。
36	様式集（様式5）						一宮市長が発行する納税証明書について一宮市に納税実績のない法人の場合、当該証明書を提出することができません。その場合、代替書類の提出は必要でしょうか。必要な場合は、どの書類を準備すればよいか、ご教示いただけますと幸いです。	本市への納税実績がない法人につきましては、「10-1 一宮市長が発行する市税納税証明書」の提出は不要です。
37	様式集（様式5）						「設立趣旨、事業内容、役員名簿、従業員数、資本の額その他経営規模など応募者の概要がわかるもの」について提出書類としては、会社案内パンフレット等の会社説明資料を提出する形で差し支えないでしょうか。	可能です。No. 35の回答も合わせてご確認ください。
38	様式集（様式11）						本調書に記載する対象実績は、指定管理業務に限られるでしょうか。弊社では、指定管理案件については現在開業前の案件のみとなっております。一方で、今回の事業内容と類似するPark-PFI事業の実績や、行政関連の業務委託による店舗運営実績がございます。そのため、指定管理実績に代えて、Park-PFI事業の実績および行政系業務委託の実績を記載しても差し支えないか、ご教示いただけますと幸いです。	左記にお示しの実績を記載することも可能です。
39	富田山公園の公園施設利用者数						公表されている施設利用者数には散歩利用者、サイクリスト等が含まれていないとのことですが、追加的に参考となる来訪実態データ、イベント来場実績等があればご提示ください。	可能なものを順次公表します。
40	富田山公園の公園施設利用者数						市として想定している主たるターゲット層、利用時間帯、平日・休日の利用イメージがあればご教示ください	指針P6に記載の通り、官民連携エリアでは「家族も笑顔となる遊びエリア」を再整備コンセプトとしています。子育て世代等が来訪しやすい空間を想定し、休日だけでなく、平日の利用も想定した工夫・提案を求めます。

No.	資料名称	頁	該当箇所					意見・質問の内容	回答
			章	節	項	目	号		
41	一宮西部地区かわまちづくりについて							かわまちづくりエリアの整備内容、整備時期、供用開始時期について、現時点で想定されているスケジュールをご教示ください。	現時点では、次のスケジュールを想定しています。 2026～2030年度：親水護岸整備、階段拡張、広場整備等 2031年度：かわまちづくりエリア開園
42	一宮西部地区かわまちづくりについて							本事業提案との接続が想定される園路、動線、イベント利用、サイクリング利用等について、市として確認している事項と未確定事項を整理してご教示ください	確定している事項はありませんが、現時点のイメージとして、整備要求水準書のp12の図に示してある「新設園路」を参考に、事業者にて提案していただくことを求めます。
43	一宮西部地区かわまちづくりについて							かわまちづくりエリアに関する提案は評価外とされていますが、今後の協議・実施協定等においてどの程度反映され得るか、市のお考えをご教示ください。	認定計画提出者と協議により決定します。
44	別添資料10							裏腹付盛土を行い、Park-PFI事業地とかわまちづくりエリアを繋げる整備を検討されていますが、歩行者以外に自転車利用者の通行も想定されているのでしょうか。	裏腹付盛土とPark-PFI事業地を結ぶ斜面は、歩行者のみとし、自転車に乗車した状態での利用は想定していません。